

問1 新たな県民のニーズに対応する県政運営について  
以下9点について知事の所見を伺いたい。

(1) 県政2年目の評価として、県内総生産10兆円という数値目標を盛り込んだ将来ビジョンにおける産業振興施策に重きをおこうとする姿勢が理解された一方で、みやぎ発展税の使途や外郭団体等の整理統合、OBの処遇問題、民間への事業委託については議論されておらず、また、前県政と反対に福祉、医療、教育について目立った動きは見られず、地震・防災対策も今後の課題と指摘されている。これらについてどうか。

[答]

ゆさみゆき議員の一般質問にお答えいたします。大綱5点ございました。

まず初めに、大綱1点目、新たな県民のニーズに対応する県政運営についての御質問にお答えいたします。

初めに、これまでの県政運営に対する評価についての御質問にお答えいたします。

私は、知事就任以来、安定した経済基盤に支えられ県民誰もがこの地に暮らしてよかったと思えるような宮城県を目指し、県

政運営に努めてまいりました。

こうした考え方は、「宮城の将来ビジョン」において、「富県共創！活力とやすらぎの邦づくり」として県政運営の理念に掲げたところであり、県民の方々に少しずつ理解されてきているものと感じております。

議員からお話のありました、専門家からの各種の御指摘につきましては、貴重な論点であろうと認識しており、今後の県政運営の参考にすべきものと受け止めております。

任期後半においては、なお一層県民各界各層からの様々な御意見に耳を傾けながら衆知を集め、県民一人ひとりが幸福を実感し安心して暮らせる宮城の実現に向け、不退転の決意で取り組んでまいります。

問1-(2)  
県民の命を守る地域医療において医師不足などは喫緊の課題だ。経済基盤を築き、創出された富の循環によって、福祉、医療、教育などの分野への取組を着実に進めるとしているが、福祉、医療、教育との両立にどう取り組むのか。

[答]

次に、経済基盤の確立と福祉、医療、教育との両立に向けた取り組みについての御質問にお答えいたします。

私が目指す経済的繁栄を築くことと県民生活の向上とは分けて考えるものではなく、むしろ一体的に取り組んでいかなければならないと考えております。

現に、県民生活に直結する保健や医療、福祉、教育などの取組には、相当の予算を投じているところでありますが、その一層の強化を図るためには、より多くの税収を確保し、さらなる施策の充実につなげていくことが不可欠であります。

このため、将来ビジョンの実現に向け、3か年を期間とする行動計画に掲げる具体的取組の実施にあたっては、富県宮城の進展に伴うその時々々の財政状況を踏まえながら、県民生活に係る喫緊の課題にスピード感をもって対応していくことによって、安心と活力に満ちた地域社会づくりを目指してまいりたいと考えております。

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問1-(3)

9月議会のみやぎ発展税の議論で、議員が特定の企業から税金を取るかわりに株式の売却を求めたことに対し、頑なに売却を否定したにも拘わらず、先日株式売却についての報道があった。一変して方針転換したことについて現状等はどうか。

[答]

次に、株式の売却に関する現状等についての御質問にお答えいたします。

来年度の当初予算編成については、現在のところ、新・財政再建推進プログラムに基づく対策を確実に講じたとしても、なお130億円を超える財源不足が解消できない見通しであります。

このため、歳入では県債や他会計資金の更なる活用、歳出では部局枠予算や公共事業枠予算に係る削減額の上乗せ等を行うことにより、あらゆる追加的な財源対策を総動員して収支均衡予算を編成しなければならない差し

迫った状況に直面しております。

私は、かねてから、株式の売却は他の方法によってはどうしても財源不足が解消できない場合の最終的な手段であると明言してまいりましたが、このように来年度における巨額の財源不足の発生が明らかになった現在、「最終的な手段」である株式の売却も、歳入確保対策の一つの有力な選択肢として見込まざるを得ない状況に追い込まれております。

このような状況ではありますが、株式は安定的な配当収益が見込まれることから、他の財源確保策を最大限講じることにより、できる限り売却しないで対処できるよう、

今後の地方財政対策の動向も踏まえながら、当初予算の編成過程で具体的な検討を進めてまいり所存であります。

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問1-(4)

経済を豊かにするための企業誘致も一つの方策だが、様々な課題を企業が責任を持って解決する取組を構築するため、県民ニーズに対応する新たな公共政策として、企業のCSRを促進する施策の実施が求められている。県のCSRへの取組についてどうか。

[答]

次に、CSRへの取組についての御質問にお答えいたします。

企業が経済だけでなく、社会や環境にも責任をもつというCSR（企業の社会的責任）が、県内企業に普及・定着することは、結果として、地域社会にも一定の利益をもたらすものと考えております。

県としては、環境配慮経営に対する支援を行うための環境マネジメントシステム普及・活用セミナーの開催や環境安全管理に取り組む企業に対する金融支援など、企業のCSR

の推進の一助となる事業をすでに実施しているところでもあります。

しかしながら、このCSRは、企業自らの企業価値の向上を求めて行う活動であることや、業種や企業によって環境、福祉、地域貢献など取り組む分野や方法が異なることから企業の自主性を尊重する必要があるものと認識しております。

したがって、当面は、これまでの事業を継続しながら、企業のCSRへの取組の進展を期待したいと考えております。

問1-(5)

地球温暖化防止対策を促進するため、本県の企業に二酸化炭素の排出量の目標数を設定し、環境に優しい自動車の開発など戦略的に取り組む必要があると思うがどうか。

[答]

大綱1点目、新たな県民のニーズに対応する県政運営についての御質問のうち、本県の企業に二酸化炭素排出量の目標数を設定し、戦略的に取り組む必要があると思うがどうかのお尋ねにお答えいたします。

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出は、県内のあらゆる社会経済活動に起因するものであることから、すべての主体が環境配慮行動を実践し、国全体で取り組んでいくことが重要と考えております。

このような中、国においては、二酸化炭素排出量の約4割を占める産業部門について、多くの業界団体の自主的な取組により二酸化炭素排出量の削減を図るという自主行動計画

の手法により、削減目標が達成されるよう取り組んでいるところであります。

県においても、企業の自主的な取組を促進する観点から、今年3月に「宮城県“グリーン”行動促進計画」を策定し、企業など様々な主体の環境配慮行動を一層促進することにより、二酸化炭素排出量を削減することとしております。

具体的には、企業が取り組みやすいところから環境配慮行動を宣言するものとして、今年6月から「わが社のe行動宣言」の運用を開始するとともに、企業が容易に環境配慮行動に取り組むための手法、行動例などを示す「事業者のための環境配慮指針」の作成を進めているところであります。

県といたしましては、県内の多くの企業において、環境負荷低減に向けた取組が行われるよう、戦略的に取り組んでまいりたいと考えております。

問1-(6)

今後、地方機関の機能を市町村へ移譲する方針と聞く。市町村では平成の大合併で期待された専門的職員の配置が思うように進んでいないため、権限移譲に当たり、人的支援に係る基本方針を速やかに示すべきと思うがどうか。また、県職員が地域で働く環境を整えるよう法律改正し、将来的に県の権限と財源を市町村に移譲すべきと思うがどうか。

[答]

次に、市町村への権限移譲に当たっての人的支援についての御質問にお答えいたします。

県から市町村への権限移譲については、平成15年9月に「県から市町村への権限移譲推進要綱」を策定し、基本的な考え方等を明らかにしているところです。

その中で、人的支援については、権限移譲を受けた市町村から県に対し職員派遣の求めがあった場合には、地方自治法の規定により派遣することを基本とするほか、協議に基づ

ゆさ みゆき議員1-(6)

き、一定期間、当該市町村で事務指導等を行うことができることとしております。また、一定の資格や高度な専門知識を有する職員を必要とする場合には、県と市町村との相互人事交流制度の活用等も検討することとしております。

今後とも権限移譲を進めていく上で人的支援が求められた場合は、可能な限り、市町村の要請に答えていきたいと考えております。

また、将来的に県の権限と財源を市町村に移譲することについては、<sup>むしろ</sup>真の地方主権型社会においては、市町村は住民に最も身近な基礎自治体として、地方行政の中心的な担い手となることが期待されております。

市町村が自らの責任と判断でまちづくりができる環境を一層整えるためにも、市町村には、より多くの権限と財源が移譲されることが望ましいと考えております。

問1-(7)

新たな県民ニーズに対応する県政運営を行うには人事改革と組織構造改革が必要だ。男女共同参画、人権、NPOなど総合的な政策は、例えばこども局にするなどの構造改革が必要だ。課というセクションから横断型プロジェクトチームによる対策など、人事改革と組織構造改革についてどうか。

[答]

次に、新たな県民ニーズに対応するための組織や人事のあり方についてのご質問にお答え致します。

県庁組織につきましては、行政ニーズや社会情勢の動きに柔軟に対応するため、必要に応じその体制を見直すこととしております。

基本的には、毎年度、課室の新設や廃止などの改編を行っているところでありますが、去る11月1日に設置した仙台北部工業団地整備室のように、緊急的な課題に対しては、年度中途であっても、室などを新設し、必要とされる人員を配置しております。

一方で、既存の部や課室の枠を超える政策課題については、対策本部やプロジェクトチームを組織し、全庁的に対処することも有効

な手法と考えており、現在でも、行政改革推進本部や男女共同参画施策推進本部、仙台北部工業団地整備推進プロジェクトチームなどの部局横断型組織が活動しております。

今後とも、課題に即応した組織改編を行うとともに、プロジェクトチームなどの枠組みも活用しながら、組織の整備と人員の配置を柔軟に行い、県民ニーズに対応してまいります。  
たいてい考え? あり

問1-(8)

人事改革の大きな柱は女性の登用だ。全国的にも立ち遅れている女性の登用について、管理職登用の数値目標を設定して取り組むべきと思うがどうか。また、ワーク・ライフ・バランスを促進するための取組はどうか

[答]

次に、女性の管理職登用の数値目標を設定して取り組むべきと思うがどうかという御質問にお答えいたします。

女性の管理職への登用については、これまでも強く意識し、職域の拡大等を通じた育成に努めておりますが、課長級以上の女性職員の割合は、全国的にも決して高いものとはなっておりません。

これは、特に平成以前の女性の採用数が少ないことが主な要因でございますが、その後女性職員も増加してきており、知事部局の主任主査以上の女性職員数は、平成12年4月の212人から平成19年4月では327人となり、着実に管理職へ登用する体制は整いつつありま

ゆさ みゆき1-(8)

す。

将来の数値目標を設定することは、男女を問わず有能な職員を登用するという原則から、難しいと考えておりますが、引き続き優れた女性職員の発掘と登用に努めてまいります。

次にワーク・ライフ・バランスの取組についての御質問にお答えいたします。

職員が、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動に取り組める環境を整えることは、意欲を持って仕事をする上でも非常に大切なことであると考えております。

現在、平成17年3月に策定した「宮城県特定事業主行動計画」に基づき、仕事と子育ての両立支援の環境づくりを推進しているほか、今議会には「職員の自己啓発等休業に関する条例」を提案しており、意欲ある職員の主体的な能力開発を促進していくこととしております。

このほか、事務事業の見直しによる効率化を図り、時間外勤務の縮減を進めるとともに、仕事の繁閑に応じた組織体制と人事配置に努め

るなど、職員が仕事と生活の調和を保てるように体制の整備を図ってまいりたいと考えております。

### 教育長答弁

平成19年11月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

#### 問2 男女共同参画社会の実現・みやぎ婦人会館について

婦人会館将来構想委員会は、県に県婦人会館の代替施設の設置、女性団体や県民の声を尊重すること、県と財団法人との協議機関の設置等を内容とした要望書を提出した。婦人会館は、真に豊かな人間社会の再構築に向けた男女共同参画社会を目指すための活動拠点として整備が必要だが、この要望書をどう受け止め実施するのか。また、速やかな協議機関の設置を求めるが教育長の所見を伺いたい。

[答]

大綱2点目、男女共同参画社会の実現・みやぎ婦人会館についての御質問にお答えいたします。

初めに、婦人会館将来構想委員会の要望をどう受け止め実施するのかとのお尋ねにお答えいたします。

婦人会館については、開設以来女性の学習の場を提供するとともに、女性団体の活動を支援する役割を担ってまいりました。

特に、近年の女性を取り巻く社会環境の変

平成19年11月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

#### 問1-(9)

処分できる財産は全て売るという方針のもとに、老朽化している施設を廃止し、土地を売却して収入を得る手法は企業と同じだ。県の財産を有効活用し新たなニーズに対応していく取組が必要と思うがどうか。

[答]

次に、県有財産の有効活用についての御質問にお答えいたします

県有財産の有効活用については、用途廃止になった財産を、今後の有効活用の観点も含めて、県庁各部局や教育庁・警察本部、さらには所在市町村に公的利用の照会を行った上で、今後の新たな利用計画がないことを確認の上、売却に向けた条件整備を行いながら、処分を推進しているところであります。

また、県有財産の有効活用策としては、県庁駐車場の有料化や、行政庁舎1・2階エレベーターホールでの有料による広告掲示等に取り組んでいるところであり、今後とも貸付による利活用等の推進を図ってまいります。

化の中で、それに伴う研修のニーズも高まっていることから、女性のための各種研修事業は、今後とも継続していく必要があると考えております。

しかしながら、現在の施設は老朽化が著しく、今後のあり方を早急に判断しなければならない時期にきております。

今回御要望いただいた男女共同参画の拠点施設の機能を持った代替施設については、現在の厳しい財政状況を踏まえながら、施設の必要性など、総合的に検討していかなければならないと考えております。

次に、協議機関の設置についてのお尋ねにお答えいたします。

婦人会館の今後の方向性については、これまでも会館の指定管理者である財団法人みやぎ婦人会館や関係団体と協議を重ねてきたところではありますが、今後とも継続してこの協

議を深めてまいりたいと考えております。

平成19年11月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問3 子ども農山漁村交流プロジェクトについて  
 以下3点について知事及び教育長の所見を伺いたい。  
 (1) 国が2008年度からとして開始する方針を固めたと聞く「子ども農山漁村交流プロジェクト」は、子どもを取り巻く課題の解決や産業振興策としても大いに期待される。県として積極的に受け入れる体制を整えるとともに、仙台市はもとより隣県とも連携し、グリーンツーリズムの取組として進めるべきと思うがどうか。

[答]

次に大綱3点目、子ども農山漁村交流プロジェクトについての御質問にお答えいたします。

初めに、受入体制の整備と仙台市や隣県との連携についての御質問にお答えいたします。

子ども農山漁村交流プロジェクトについては、国において予算要求を行っている段階であり、まだ事業内容の詳細は調整中と伺っております。

今後、農林水産、文部科学、総務の3省から具体的な実施方針が示されるものと考えております。

現時点で明らかになっている内容は、1点目として5年後の本格実施段階では、全国の小学生の一学年に相当する120万人を一週間、農

山漁村にホームステイ、いわゆる民泊による体験活動をさせることを目指すというものであり、2点目としては、来年度から全国で40カ所の地域を選定してモデル事業を実施するというものです。

民泊については、我が県でも平成15年度に実施方針を作って進めておりますが、今回のプロジェクトの概要では、5年後の本格実施、モデル事業のいずれにおいても、民宿や公的宿泊施設との連携、分泊した子ども達の保護体制、アレルギーなど食事の問題、長期滞在に伴う受け入れ農家の負担など、多くの解決すべき課題があります。

国では、モデル事業の実施を通じて、こうした課題を洗い出し、解決の手法を確立するとの考えです。そのため、モデル事業に関しては、具体的な実施方針が明らかになった段階で、仙台市も会員となっている「みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会」と連携して、関係市町村と協議し対応してまいりたいと考えております。

なお、隣県との連携については、東北6県が  
ままじ

会員となっております「東北地域都市と農山漁村の共生・対流連絡協議会」において、これまでも情報交換や必要な調整を行ってまいりましたので、今後も活用を図ってまいります。

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

に努めながら取り組んでいかなければならな  
い<sup>も</sup>と<sub>り</sub>と考えております。

なお、チャイルドメンタルヘルスシステム  
の構築という御提案であります。まずは、  
具体的内容をしっかり理解することから始め  
なければなりませんので、もう少しお話を  
お聞きかせいただければと考えております。

問3-(2)

農村での体験により、児童が豊かな人間性を育み、学ぶ意欲や自立心を身につけることは、子どもの心の健康にもつながる。このプロジェクトを効果的にするため、教育、農業、医療、福祉の連携した取組とし、みやぎモデルとして、さらに県立こども病院の児童精神科、子ども総合センターの子どもメンタルクリニック等とも連携し、チャイルドメンタルヘルスシステムとして構築してはどうか。

[答]

次に、子どもの心のケアに係る教育、農業、  
医療、福祉の連携についての御質問にお答え  
いたします。

子どもの心のケアにつきましては、子ども  
総合センターで行っているメンタルクリニッ  
クや子どもデイケア事業等において、教育、  
福祉等の関係機関が連携を図りながら、不登  
校、心身症等、様々な悩みを抱えた子どもに  
対応してきております。

子どもを取り巻く問題については、多岐に  
わたることから、なお一層、関係機関の連携

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

県教育委員会では、これまでも、同様の趣  
旨の様々な体験活動を行う学校を支援してき  
ており、体験から得た自信が、児童生徒の心  
のゆとりや思いやりの心の育成、新たな活動  
への意欲に結びつくなど、教育効果が認めら  
れているところでございます。

県教育委員会といたしましては、今後、本  
プロジェクトに関する情報収集に努めながら、  
医療、福祉関連機関と、どういった連携がで  
きるのかなど、検討してまいりたいと考えて  
おります。

問3-(2)

農村での体験により、児童が豊かな人間性を育み、学ぶ意欲や自立心を身につけることは、子どもの心の健康にもつながる。このプロジェクトを効果的にするため、教育、農業、医療、福祉の連携した取組とし、みやぎモデルとして、さらに県立こども病院の児童精神科、子ども総合センターの子どもメンタルクリニック等とも連携し、チャイルドメンタルヘルスシステムとして構築してはどうか。

[答]

次に、大綱3点目、子ども農山漁村交流プ  
ロジェクトについての御質問にお答えいたし  
ます。

初めに、交流プロジェクトを効果的にする  
ための連携についてのお尋ねにお答えします。

子ども農山漁村交流プロジェクトは、国の  
平成20年度概算要求に盛り込まれている事  
業であります。

このねらいは、小学校における農山漁村で  
の長期宿泊体験活動を通じて、学ぶ意欲や自  
立心、規範意識などをはぐくみ、力強い子ど  
もの成長を図るものであります。

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問3-(3) 子どもの健全育成について

イ 中央児童館の雄大な自然を活用し、遊びを通じて子どもの健全育成の拠点とする「子どもの丘構想」をこれまで何度も提案してきた。現在、中央児童館の存続に向けた署名活動が展開されているが、民間の力を活用し、この資源を最大限に活かした効果的な施策を推進すべきと思うがどうか。また、子どもプロジェクトの一環として活用するための検討会を設けてはどうか。

[答]

次に、子どもの健全育成についての御質問のうち、中央児童館を最大限に活かした効果的な児童健全育成策についてのお尋ねにお答えいたします。

児童健全育成は非常に重要な施策であり、今後とも充実させていかなければならないと考えております。

市町村児童館の整備や市町村の児童健全育成活動の活性化が進み、さらに、各種野外活動施設の整備も進んでおります。

このような現状を踏まえると、今後、県が

担うべき児童健全育成の役割は、①児童健全育成に係わる人材の育成、②市町村児童館相互のネットワーク機能、③市町村児童館に対する情報提供、④児童文化の普及等であると考えております。

これらの役割につきましては、平成24年度に開館を目指している(仮称)新福祉センターに移すこととし、児童健全育成施策につきましては、関係の皆さまの意見等もいただきながら、また、民間の方々との連携もしっかりと取りながら展開して行きたいと考えております。

なお、中央児童館一帯は、市街地における貴重な空間であると認識しており、敷地内には、童謡碑等の歴史的モニュメントや地域住民の方々が利用している生活道路もありますので、このような部分については存置したいと考えております。

教育長答弁

平成19年11月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問3-(3)-ロ

児童の健全育成の拠点として、重要な役割を果たしてきた泉が岳自然の家を廃止する条例が、今議会に提案されている。今あるものを有効活用し、コストや環境負荷の削減が望まれている中での廃止は逆行した提案だ。代替策についてどうか。

[答]

次に、泉が岳自然の家についての御質問にお答えいたします。

県の自然の家は、泉が岳をはじめ4か所に設置されておりますが、いずれの施設も開所後30年以上を経過し、施設・設備の老朽化が進んでおります。また、耐震化工事が未実施の施設もあり、各自然の家とも早急な改修が必要な状態であります。

さらに平成18年の県社会教育委員の会議において、「多様な目的に利用ができるよう機能の充実を図ること」「資源を集中させ、効率的・効果的な運営ができるよう縮小再

ゆさ みゆき議員 3-(3)-ロ

編も方策のひとつである」との答申を受けたところです。

県教育委員会といたしましては、これらの状況を踏まえ、県内施設の配置バランスや利用状況など、総合的に判断し、泉が岳自然の家を廃止して、蔵王、松島、志津川の各施設の充実・強化を進めていくこととしたところです。

その代替策としては、これら県の3施設の一層の有効利用を図るとともに、仙台市泉岳少年自然の家や国立花山青少年自然の家の活用を進めること、各市町村が有している青少年教育施設の利用促進を図るなど、県内各施設のネットワークを形成していくことにより対応してまいります。



平成19年11月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問3-(3)-ハ

「子どもプロジェクト」として、チャイルドメンタルヘルスシステムを構築するため、(仮称)総合教育センター及び(仮称)新福祉センターで、子どもや親への支援策や農村でのプログラムを研究開発してはどうか。

[答]

大綱3点目、子どもの健全育成についての御質問のうち、(仮称)総合教育センター及び(仮称)新福祉センターで、子どもや親への支援策等を研究開発してはどうかとの御質問にお答えいたします。

現在、子ども総合センターが行っている子どもメンタルクリニック、子どもデイケア等の子どもや親に対する支援、児童健全育成に関する調査研究等につきましては、(仮称)新福祉センターにおいて、教育関係機関と連携を図りながら、より一層の充実に努めてまいりたいと考えております。

なお、チャイルドメンタルヘルスシステム構築

## 教育長答弁

平成19年11月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問4 共に学ぶ教育の推進について

以下3点について知事、教育委員長及び教育長の所見を伺いたい。

(1) 養護学校で障害のある生徒の人権をないがしろにする問題があることを本年6月議会でご指摘し第三者機関での調査を求めたが、その調査結果及び改善策についてどうか。

[答]

次に、大綱4点目、共に学ぶ教育の推進についての御質問にお答えいたします。

初めに、人権問題の調査結果等についてのお尋ねにお答えいたします。

県立特別支援学校に対する保護者の苦情・要望等については、大学教授や福祉施設長が直接相談処理に当たる、宮城県独自の「特別支援学校相談員制度」を設置しております。これまで、適切な学校運営に向けて、解決にあたってきたところであります。

御指摘の件については、この制度を活用し

についての御提案をいただきましたが、その内容を十分に理解するまでには至っておりませんので、もう少しお話をお聞きかせ願いたいと思います。

ゆさ みゆき議員4-(1)

た相談の申し込みがなく、県教育委員会で調査をしたところであり、現在当事者及び関係者と解決に向けて話し合いをしているところがあります。

県教育委員会といたしましては、今後とも、今回の事案を踏まえ、児童生徒にとって生活しやすいルールづくりや、その内容を内部・外部から検証し改善していくという、いわゆるコンプライアンスルールの作成や教職員研修の更なる充実などを図りながら改善に取り組んでまいりたいと考えております。

## 教育長答弁

平成19年11月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問4-(2)

インクルーシブ教育が推進される中、現在、高等養護学校等が過剰状態となりプレハブ校舎で対応している。本年6月議会での障害のある生徒に配慮した県立高校入学試験を実施すべきとの質問に対し、教育長は「どんな教育環境を整えるべきか等の様々な見方があり、今後慎重に検討しなければならない」と答えたが、改めてどうか。

[答]

次に、障害に配慮した高等学校の入学試験の導入についての御質問にお答えいたします。

我が県における県立高校入試については、障害のある生徒も受検可能となるよう、中学校長からの配慮申請を受け、障害に応じて、時間の延長、拡大鏡の持ち込み、別室での実施等、現行の入学者選抜制度の中で、可能な限り配慮を行っております。

議員から御指摘のありました新たな入試制度の導入については、受検段階での公平性の確保の問題、入学後の十分な教育環境

の整備の問題など、解決すべき課題も多くあることから、今後、国の動向も見据えながら、様々な観点から、慎重に検討すべきものと考えております。

平成19年11月定例県議会

## 教育委員長答弁

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

平成19年11月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問4-(3)

本年6月議会において、共に学ぶ教育の事業継続について教育長は「事業内容を機能的に発展できるよう工夫する」と答えたが、障害のある子どもだけではなく、全ての子どもを対象とした人間尊重の教育に向けての意識改革と教育改革が今こそ必要だ。事業継続の決断を求めるがどうか。

[答]

次に、大綱4点目、共に学ぶ教育の推進についての御質問のうち、共に学ぶ教育の継続についてのお尋ねにお答えいたします。

共に学ぶ教育の中核となる「学習システム整備モデル事業」については、今年度が最終年度となります。

この事業の継続につきましては、教育委員会の中で十分に検討いただき、その上で、調整をしまいたいと考えております。

問4-(3)

本年6月議会において、共に学ぶ教育の事業継続について教育長は「事業内容を機能的に発展できるよう工夫する」と答えたが、障害のある子どもだけではなく、全ての子どもを対象とした人間尊重の教育に向けての意識改革と教育改革が今こそ必要だ。事業継続の決断を求めるがどうか。

[答]

大綱4点目、共に学ぶ教育の推進についての御質問のうち、共に学ぶ教育の継続についてのお尋ねにお答えいたします。

共に学ぶ教育は、宮城県障害児教育将来構想の基本理念であります。「共に学ぶ教育」は、共生社会の土台作りのために大切なものであり、今後、さらに求められる姿だと考えております。

教育長答弁

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

平成19年11月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問4-(3)

本年6月議会において、共に学ぶ教育の事業継続について教育長は「事業内容を機能的に発展できるよう工夫する」と答えたが、障害のある子どもだけでなく、全ての子どもを対象とした人間尊重の教育に向けての基礎改革と教育改革が今こそ必要だ。事業継続の決断を求めるがどうか。

[答]

次に、共に学ぶ教育の継続についての御質問にお答えいたします。

「学習システム整備モデル事業」は今年度で終了いたします。今後は、これまでのモデル事業対象児童生徒の支援を行うとともに、この事業で得られた成果を生かし、学習支援室に教員を配置し、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒にも指導や支援を行うなど、支援体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

ゆさ みゆき議員5-(1)

員による立入調査を実施いたしました。

今回、御質問のありました事業者への対応についてですが、当初、生産者へ電話聞き取りを行ったところ、「アグリクール」を農産物に使用した旨の話があったため、生産者に対して出荷自粛を要請する一方で、その情報に基づき農産物の出荷先である事業者に対し、当該農産物を使用した製品の販売状況を確認し、食品衛生法に基づく措置の内容を説明いたしました。

その後、生産者に対する立入調査により、当該農産物周辺での資材散布はあったものの、飛散による影響はないことが判明したことから、翌日に農林水産省と協議し、農薬取締法に基づく農産物の出荷自粛の必要性はないものと判断したところであります。

また、食品衛生法に基づく措置も必要ないものと判断し、その旨を事業者に連絡いたし

問5 食の安全・安心について

以下3点について知事の所見を伺いたい。

(1) 県は、11月初旬に食に関する関係法令の遵守について各関係機関に通知し、今議会に食品衛生法施行条例の改正案を提出している。そうした矢先に、農薬成分が検出された資材を使用したとみられる原料を使って加工・販売した事業者から相談を受けたが、真の事業者への対応は問題点を残したと思う。地方振興事務所及び県の対応は十分だったのか。

[答]

次に、大綱5点目、食の安全・安心についての御質問にお答えいたします。

初めに、農業資材に関する県の対応についての御質問にお答えいたします。

御質問のありました農業資材の「植物保護液『アグリクール』」については、去る11月22日に農林水産省から「無登録農薬に該当し、県内でも販売されていた」との情報がありました。

これに基づき、県では、農林水産省から情報提供のあった購入農家に対し、「アグリクール」の使用実態を確認するため、<sup>11月</sup>22日から23日にかけて、地方振興事務所の農薬取締職

ゆさ みゆき議員5-(1)

ました。

大変あわただしい突発的な事態の中、結果として、事業者へ御心労をおかけすることになったところであります。

今後、県庁内の連携をより一層密にし、適切に対応してまいります。

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問5-(2)

菓子製造業者や食肉加工卸売業者等、様々な事業者の消費期限等の改ざんや産地偽装等の不正が明らかになり、消費者の不安が募っている。9月下旬から10月中旬にかけて、県内の食肉処理業者の立入検査を実施した結果、食品衛生法に違反する事実は確認されなかったと聞くと聞くと、菓子製造業者・食品加工製造業者についての対策はどうか。

[答]

次に、菓子製造業者・食品加工製造業者の対策についての御質問にお答えします。

菓子製造業者などを含む食品営業施設に対しては、食品衛生上の危害の発生状況や衛生管理の実態を踏まえ、毎年「食品衛生監視指導計画」を作成し、保健所の食品衛生監視員が監視指導を行っております。

また、食品表示の相談窓口である「食品表示110番」に寄せられた情報に基づき、国等関係機関と連携を取りながら、随時、適正表示に向けた調査、指導等を行っております。

平成19年11月定例県議会

ゆさ みゆき議員 一般質問回答要旨

問5-(3)

食品衛生法施行条例の改正に当たり、営業者自らの衛生管理の手順について分かりやすいマニュアルを作成し徹底を図るべきと思うがどうか。

[答]

次に、食品衛生法施行条例の改正案に関する御質問にお答えします。

近年、食に関する様々な問題が発生し、その多くが営業者による食の安全に対する認識や衛生管理体制が不十分であることが主な要因となっております。今回の条例改正は、営業者による自主的な衛生管理を徹底し、食の安全・安心を確保するために営業者が遵守すべき管理運営基準を強化しようとするものであります。

具体的には、仕入・製造・出荷に関する記録の作成・保存などの項目を新たに追加する

なお、今月7日付けで食関連の38団体に対して、「食に関わる関係法令の遵守の徹底について」通知したところでありますが、今後とも、関係団体や事業者等からの相談に適切に対応するとともに、表示に関する講習会等を実施し、食品に関する法令の遵守が徹底されるよう努めてまいります。

私からは以上であります。

ゆさみゆき議員5-(3)

ことによって、賞味期限や消費期限の改ざんなどの防止に寄与するものと認識しております。

条例の施行にあたりましては、営業者向けのパンフレットを作成し、改正内容の普及啓発に努めるとともに、営業者に対して統一した指導を行っていくためのマニュアルを作成し、新基準の遵守について指導してまいります。

私からは、以上でございます。